

体罰などによらない子育てを広げよう

子どもへの体罰は法律で禁止されています。体罰などによらない子育てを推進するため、子育て中の保護者に対する支援も含めて地域全体で取り組んでいきましょう。

問 こども課 ☎889-7028

しつけと体罰の違いとは？

「しつけ」とは、子どもの人格や才能などを伸ばし、自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのかを言葉や見本を示すなど、本人が理解できる方法で伝える必要があります。



【こども家庭庁ホームページ】
しつけ？体罰？これってどっち？

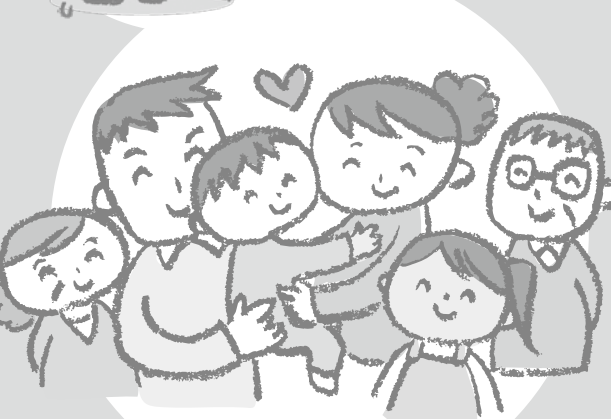


子育てはいろいろな人の力とともに

体罰などはよくないと分かっているにもかかわらずいろいろな状況や理由によって、それが難しいと感じられることもあります。子どもを育てる上で、支援を受けることも必要です。利用できる子育て支援サービスがあるかもしれません。子育ての大変さは保護者だけで抱えるものではありません。子育てについて悩んだときにはまずは話を聞かせてください。

「気づき」から「つなげる」

子どもだけでなく、体罰などの虐待をしている保護者自身も苦しんでいます。「おかしいな」と周囲が気づき、相談機関へつなげることが親や子どもを救うことにつながります。



相談窓口・虐待通報

【子育て相談】こども課(役場1階) ☎889-7028

※月曜日～金曜日(祝日・慰霊の日・年末年始を除く)8:30～17:15
沖縄県中央児童相談所 ☎98-886-2900

【虐待かも?と思ったら】児童相談所虐待対応ダイヤル ☎189

【こども家庭庁ホームページ】

体罰等によらない子育てのために



産後ケア事業について

問 国保年金課(ちむぐくる館) ☎889-7381

令和7年4月より産後ケア事業が利用しやすくなりました。

対象者 町内にお住まいの産後1年を経過しない産婦およびその乳児で、産後ケアを必要とする方

内容 助産師がご自宅を訪問、または自身で町が委託する医療機関などへ出向き、産婦の心身ケアや育児相談などを行います。

利用回数 訪問型・通所型・短期入所型を自由に組み合わせ、産婦1人に対し最大5回(短期入所型のみ上限2回)まで利用できます。



詳しくはこちらから



給付金(3万円・2万円)の申請はお済みですか？

問 臨時特別給付金室 ☎889-4411

国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえ、下記のとおり給付金を支給します。

対象 令和6年度住民税非課税世帯

※本町では令和7年2月下旬から本給付金の支給を開始しています。
※1世帯1回限りの支給となります。

申請期限 令和7年7月31日(木)

給付額 1世帯あたり3万円 子育て世帯には児童1人あたり2万円を加算



詳しくはこちらから



困りごと相談会

問 那覇地方法務局 人権擁護課 ☎854-1215

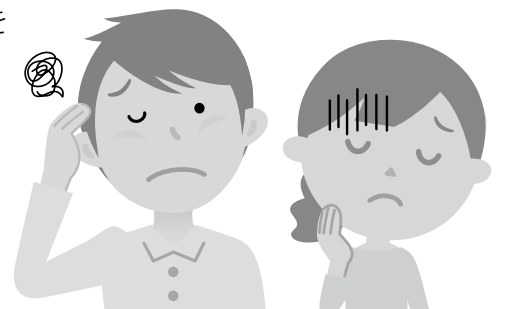
悩んでいることはありませんか？人権擁護委員による相談会を開催しますので、お気軽にお越しください。

相談内容 近所とのトラブル、暴行虐待、いじめ、セクハラ、パワハラ、プライバシー侵害など

日時 6月2日(月)10:00～16:00 **料金** 無料 **対象** 町民

場所 役場 5階 委員会室1

※広報はえばる2025年5月号に掲載した場所から変更になりました。



無料法律相談

不動産の登記 ●土地・建物の売買・贈与・相続による名義変更
●抵当権の設定や抹消

裁判事務手続き ●140万円以下の裁判代理業務、示談交渉、内容証明郵便の作成
●訴状、成年後見申立書などの作成

さくがわ司法書士事務所

〒901-1111 南風原町字兼城 683 番地 12 仲里ビル 3-A
南風原町役場となり ☎098-889-8831

会社の登記 ●会社の設立、解散、役員変更などの登記手続き
●定款変更

債務整理 ●任意整理、個人再生、自己破産などの手続き
●過払い金の回収

相続手続き ●遺言、生前贈与、遺産分割協議などの相続対策
●相続の放棄

業務時間

平日：9:00～18:00

休日：土、日、祝日

※事前にご予約いただければ、平日18:00以降のご相談も受け付けております。



おかげ様で創業44年

Since 1981

求む物件 査定無料 南風原町で物件を探している方がいます！

不動産売買・管理・賃貸・相続支援コンサル

おかげ様で売買仲介件数1,610件突破！

不動産のことなら...



あなたのホームプランナー 土曜日も営業中!!
株式会社 南新物産 南風原本店

丸大南風原 店さん近く

☎889-4013

